

維持工事における積算方法等の改善

維持工事の受注者の声①

<受注にあたっての姿勢・今後の受注意欲>

- 維持工事の対応は負担が大きいのは事実。ただし、当社としては長年の実績により維持工事に関するノウハウを十分に備えている自負があり、また当社がやらねばという強い責任感を持って取り組んでいる。
- 維持工事に関する資機材等は、維持工事専用として自社で準備している。規制等の安全器材や清掃器材はほぼ自社で保有している。したがって、維持工事が受注できなければ技術者をもてあますことになるため、受注できるよう営業努力している。
- 当社としては、今後、新設工事は減少していくものと考えており、将来的には維持管理部門を伸ばして行きたいと考えており、今後は橋梁補修工事にも積極的に取り組みたいと考えている。
- 当社としては引き続き国土交通省の維持工事を受注することで経営を進めるつもり。是非、現実的な内容に見合った工事発注をお願いしたい。

<維持工事の採算性>

- 維持工事の発注量(予算)が小さくなっていて採算が厳しい。
- 維持工事の中でもやはり雪氷対応に苦慮している(11月~3月)。雪氷対応の車両を駐車するための用地を自社で確保しており費用も負担している。現場事業所の2階に宿泊施設を設けて待機等に関する負担軽減に努めている。
- 雪寒対応は年度により対応量に大きな違いがあるため予算的な配分のしわ寄せを受けやすい。
- 台風等で待機した場合に結果的に被害がでなかったからと待機費用を認めたくないところがある。
- 維持系工事の中でも採算的に厳しいのは側溝清掃。清掃予算の減少により清掃回数が減っているため側溝の堆積物が従来と比較して堅く、大量になっている。施工に伴う規制や安全対策も設置、施工、撤去の連続で進めていくものであり、採算上大変厳しい。
- 採算が厳しいと協力会社と長期的な下請契約が出来ないし、場合によっては離れて行って戻ってこない業者もいる。
- 維持工事の契約方式については、社内決算が単年度のため、国債ではなく、単年度契約がよい。国債工事になるとたとえ初年度に実施しても年割り額等の関係で支払いが次年度に持ち越されることがある。

維持工事の受注者の声②

<技術者の業務負担>

- 維持工事は夜間施工があるので不人気部門。会社としても不公平感がでないように維持工事は給与を高め設定している。維持工事の監理技術者等は状況判断を迅速的確にしなければならないため、経験が重要であり誰にでもできるものではない。ただし、負担も大きいため当社では概ね10年で交替させている。
- 従前は監理技術者と現場代理人を兼任させていたが、維持工事の特性として夜間工事と昼間工事の調整や休暇取得の調整が難しく本人の負担が大きい。このため、現在は技術者の負担軽減とノウハウの伝授という人材育成の観点から二人体制に変更した。
- 維持工事は特有の技術力・対応力が必要。維持工事に一件工事のような工期短縮はない。昼夜を問わず1年間対応することが求められる。技術者を待機させるだけでも人件費がかかる。限られた技術者が当番制で対応しており各技術者の負担も大きい。最近では昼夜を問わず#9910から直接現場代理人に連絡がくる。

<災害対応>

- 災害派遣要請も維持・災害協定業者としての使命感で対応する。(断らない)
- 災害対応は維持工事の資機材を投入することはできないので、基本的にリースで対応している。リース会社は協定を結んで24時間対応となっている。時々発注者から現場近くのリース会社から手配すれば運搬費も安くなってよいのではという指摘を受けるが、リース会社も十分な資機材を有し、かつ24時間対応してくれる会社は限られており、協定等によりしっかりと確保しておかなければ対応は無理。
- リース会社は大きな会社でないと365日24時間対応は無理。大手だからこそ24時間対応のスタッフがいてくれる。金額だけでは決められない。
- 協力会社も災害が発生したときだけ呼んでも来てくれない。日頃からの安定的な関係が重要であるが、そのためにはやはり一定規模の予算がなければ協力会社からも逃げられてしまう。

<工事の特殊性について>

- 当社はこれまでに維持工事を実施してきた歴史があるから対応できている。
- 維持工事は対象区間について構造物の管理状況や地元状況、天候や地理的特徴の把握等独特のノウハウが求められる。当社は長きに渡り継続的に受注しているので対応可能。
- 一般企業には当社のように各出張所付近に営業所を構えて対応することは無理。

技術者に係る専任・常駐要件

- 維持工事においては、技術者への負担が大きいとの意見がある。
- 原則、各工事の主任（監理）技術者には専任要件が、現場代理人には常駐要件がそれぞれ課されている。

<建設業法>

第19条の2 …

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

<工事請負契約書>

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置・・・しなければならない。

一 現場代理人

二(A) 主任技術者 (B) 監理技術者

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、・・・、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

【参考】主任(監理)技術者の「専任」の明確化について

- 主任(監理)技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制の確保等を前提として可能である。

国土建第309号
平成30年12月3日

地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)については、監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日付け国土建第349号)等により、その適正な配置をお願いしているところである。

また、監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成29年8月9日付け国土建第169号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、今般、建設業の働き方改革を推進する観点から、下記のとおり改正し、通知する。

責職においては、これを踏まえ、監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、建設業者に対して適切に指導されたい。

記

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。

また、請負金額の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあつては、7千万円)以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者等は、

工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている(法第26条第3項)。ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、本通知の趣旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。

以上

● 現場代人は一定要件の下、常駐を要しないこととすることができる。

国土建第161号
平成23年11月14日

各公共発注者 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年7月の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第10条第3項）が追加されたことを受け、他の工事の現場代理人を兼ねるようになった例もありますが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりですので、参考にされるとともに、適切な運用に努められますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く）及び公共発注者への周知徹底をお願いいたします。

記

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられている（標準約款第10条第2項）。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合^(※)には、例外的に常駐を要しないこととすることができるものとされた（標準約款第10条第3項）。

(※) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人

に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断すべきものであるが、その基本的な考え方を示せば次のとおりである。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することが考えられる。
- (2) (1) 以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することが考えられる。
 - ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）
 - ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能となったところであるが、これまでの運用実態も踏まえると、兼任を可能とする典型的な例としては、(2) ①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合が挙げられる。

- ア 兼任する工事の件数が少数であること
（工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば2～3件程度）
- イ 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること
（工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること）
- ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

なお、上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意する必要がある。

週休2日に取り組む際の必要経費の計上

週休2日の補正係数

○週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仕様書、現場管理費の補正係数を継続

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

※港湾・空港関係除く

週休2日交替制モデル工事の試行

○建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備とし、新たな取り組みを試行

【対象工事】

工事内容：維持工事及び施工条件により、土日・祝日等の休日に作業が必要となる工事等

発注方式：新規発注工事は、「受注者希望方式」とする

※港湾・空港関係除く

【積算方法（補正係数）】

・補正対象は、労務費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正する

$$\text{休日率（％）} = \text{技術者・技能労働者の平均休日数} \div \text{工期}$$

※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制（技術者・技能労働者）の確保に特別な費用等が必要となる場合は、協議できるものとする

週休2日交替制モデル工事の試行について

- 現場閉所が困難な工事においても、週休2日確保を促し、建設業の働き方改革を推進するために、週休2日交替制モデル工事を試行。

対象工事

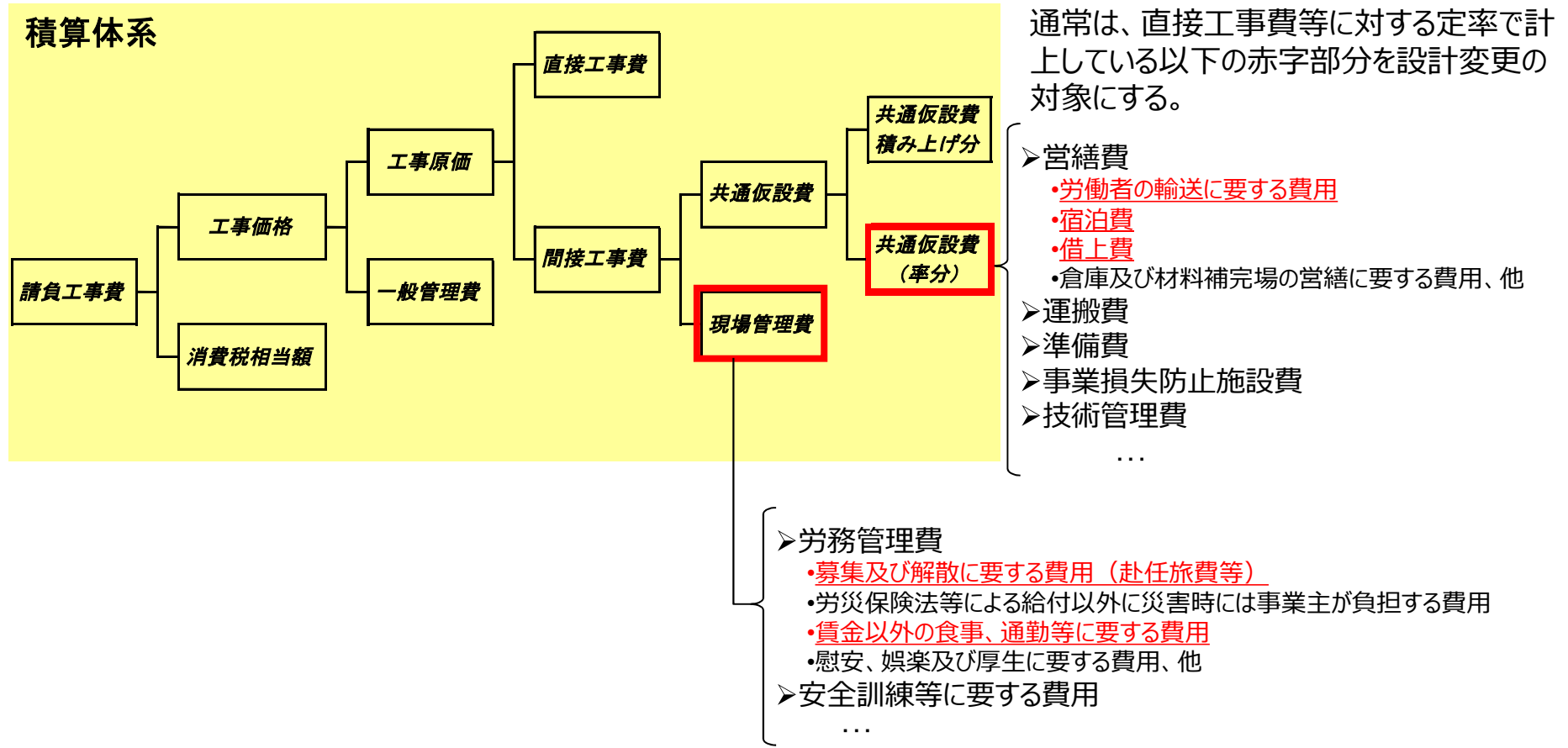
- 維持工事（土日・祝日等の休日に作業が必要となる通年維持工事）
 - ※契約済みの維持工事（複数年維持含む）も対象とすることができる
- 災害復旧工事（社会的要請により休日確保が困難な工事）
 - ※港湾・空港関係除く

検証事項

- 試行を行った工事において、以下の事項を検証する
 - ①技術者・技能労働者の休日取得の確認方法
 - 技術者・技能労働者の休日取得状況の証明方法
 - 関連資料・データを確認する頻度・時期
 - ②交替制に取り組む上で、労務費以外に増加となる経費の実態
 - 実績変更対象費に関する実施計画書・証明資料の提出
 - ・共通仮設費（借上費、宿泊費、労働者送迎費）
 - ・現場管理費（募集解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用）
 - 実施計画書、証明資料に基づく設計変更

【参考】労働者を遠隔地から調達する場合の追加コストの支払い

- 工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要になる分を、設計変更で対応できるようにする。
- 特記仕様書等に明示して契約条件とすることによって、入札不調や不落を抑制。



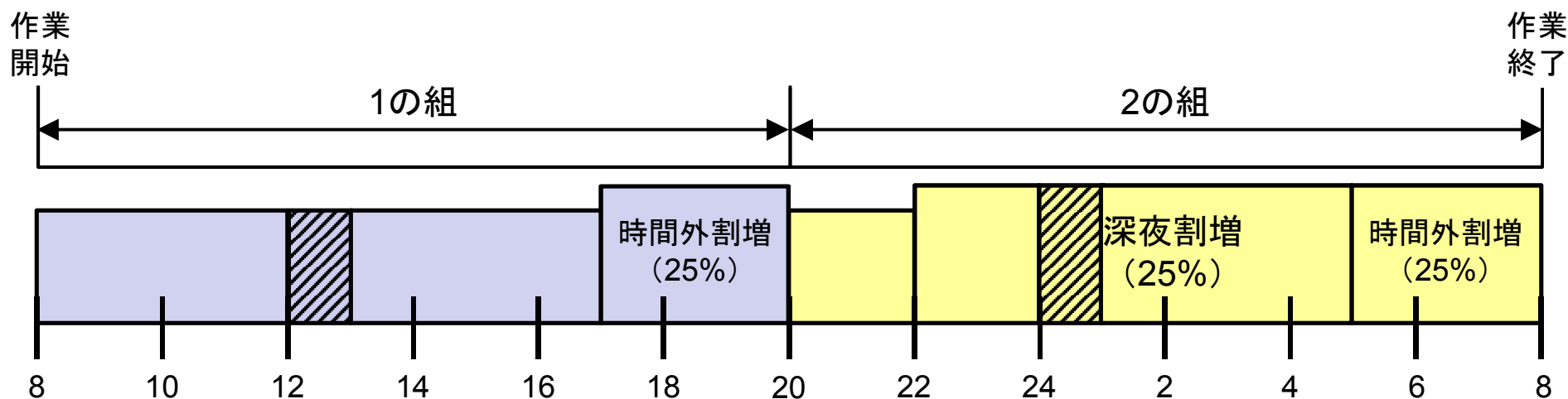
割増賃金の種類

- 労働基準法においては、「時間外」「休日」「深夜」の3種類の割増賃金が規定。
- このうち、「時間外」「深夜」については、国土交通省の積算基準においても取扱を定めている。

種類	支払う条件	割増率
時間外 (時間外手当・残業手当)	法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間(1か月45時間、1年360時間等)を超えたとき	25%以上 (※1)
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき(※2)	50%以上 (※2)
休日 (休日手当)	法定休日(週1日)に勤務させたとき	35%以上
深夜 (深夜手当)	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

(※1)25%を超える率とするよう努めることが必要です。

(※2)中小企業については、当分の間、適用が猶予されています。



- 建設業の働き方改革を推進している中で、維持工事の従事者は、週休2日はおろか、24時間・365日の対応を求められるなど、業務負担が大きいところ、交替制により負担軽減を図ることが考えられる。
- また、交替制を組むことにより、維持工事に従事している技術者のノウハウが後継者に継承され、将来的なインフラ維持管理の担い手の確保にも資すると考えられる。
- 制度上は、監理技術者と現場代理人を別々に定めるなどにより、交替制を取り入れることは可能であり、週休2日交替制モデル工事を試行する。
 - 実際に、交替制を進めていく上で、支障となりうる点は何か(モデル工事の中で検証していくべき事項はないか)。
 - 例)休日確保の確認方法(交替により本当に休めていることを、どう確認するのか)
 - 例)交替制に取り組むための経費
 - 一方、維持工事の場合、交替制を組んでいたとしても、大規模災害時などには休日返上で
の応急対応が求められることもあり得る。こうした場合の、休日の賃金の計上方法を検討
することが必要ではないか。
 - このほか、維持工事の特性を考慮した際に、積算において考慮すべき点はないか。
 - 例)限られた予算の中では、積算の単価・歩掛などが上がることによって、工事量が制限され、サービス水準の低下を招きかねない。